令和4年度第4回あわら市農業委員会定例総会議事録

- 1. 開催日時 令和4年7月27日(水)午後3時00分から4時34分まで
- 2. 開催場所 あわら市役所 3階 全員協議会室
- 3. 出席委員(12人)

会長 12番 丸谷 浩二

会長職務代理 2番 藤野 雄次

委員 1番 川端 伸造

3番 北田 和彦

4番 糠山 秀雄

5番 舘 邦夫

7番 三上 将治

8番 宮腰 茂雄

9番 谷川 聡志

10番 長谷川太佑

13番 北 廣見

14番 朝倉 雪

4. 欠席委員(2人)

委員 6番 松井 成樹

11番 林 惠子

- 5. 議事日程
 - 第1 開会
 - 第2 会長挨拶
 - 第3 業務報告
 - 第4 議事録署名人の指名
 - 第5 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画 について
 - 議案第4号 別段面積(下限面積)について
 - 議案第5号 農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更について
 - 議案第6号 令和4年度最適化活動の目標の設定等について
 - 報告第1号 電気通信事業施設等の設置届出書
 - 報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出の報告について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による賃借権の合意解約届出の報告について

第6 その他

(1) その他

第7 閉会

6. 事務局 局長 東 俊行

同補佐 髙嶋 良子

主査 松村 邦弘

主事 伊藤 祥恵

7. 会議の概要

◇ 開会宣言

局 長: それでは、ただいまより通常総会を始めさせていただきます。 まず最初に、丸谷会長からご挨拶をお願いいたします。

◇ 会長挨拶

【会長 挨拶】

◇ 定足数の確認

事 務 局: それでは、本日の出席状況をご報告いたします。委員総数24名中、本日の出席委員は22名でございます。なお、6番松井委員、11番林委員から欠席の届出がございました。したがいまして、委員総数過半数のご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、この会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

◇ 業務報告

事務局: 続きまして、日程第3「業務報告」を申し上げます。

【業務報告の朗読及び説明】

それでは、ここからの進行につきましては丸谷会長にお願いいたします。

◇ 議事録署名人の指名

議 長: それでは、日程第4「議事録署名人の指名」を行います。本日の議事録署名人は、 4番糠山委員、5番舘委員の両名にお願いいたします。

◇ 議 事

議 長: 日程第5、議事に入ります。

◇ 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議 長: 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。

事務局: 私のほうから、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、ご 説明いたします。2ページにお進みください。

> 農地について、耕作目的のために所有権を移転する、もしくは賃借権等の権利を 設定する場合には、農地法第3条の申請をして農業委員会の許可を受ける必要がご ざいます。

今回、1件の申請がございました。

譲渡人は二面にお住まいの○○○○さんでございます。譲受人は二面にお住まいの○○○さんでございます。○○○さんの耕作面積は田9,294㎡でございまして、耕作人員は2名、申請農地は二面地係の畑545㎡、二面地係の畑33㎡でございます。

3ページをお開きください。農地法第3条第2項第1号から第7号のいずれかに 該当する場合には許可することができないこととなっております。

第1号については、譲受人の経営農地は全て耕作されており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できると見込まれるため該当しません。第2号、農地所有適格法人以外の法人による取得については、譲受人が個人であるため適用されません。第3号、信託引受けによる取得については、信託ではないため適用されません。第4号については、譲受人が農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれるため該当しません。第5号、下限面積については、譲受人の耕作面積はあわら市の下限面積要件である5,000㎡を超えているため該当しません。第6号、転貸については、自耕作を目的としているため該当しません。第7号、地域への支障は、移転前後とも畑地としての利用のため支障ないと考えられます。

よって、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしている と思われます。

以上で説明を終わります。

議 長: それでは、地区担当委員の説明ですが、本日欠席のため、先ほどの事務局の説明 に代えさせていただきます。

本案について、ご質問はありませんか。

(質問、意見なし)

ないようですので、採決に入ります。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成。よって、許可相当と認めます。

◇ 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

- 議 長: 次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といた します。事務局の説明を求めます。
- 事務局: それでは、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、ご説明 させていただきます。

まず初めに、農地法第4条と5条について、簡単に説明させていただきます。

農地を農地以外のものにしたい場合、例えば、住宅を建てたい、駐車場を整備したいといった場合には、農地法の4条もしくは5条の許可が必要となります。4条については自己所有の農地を所有者自身が転用する場合、5条につきましては自己所有地ではなく他人の農地を売買もしくは賃借で転用する場合に5条の許可が必要となります。

それでは、4ページをご覧ください。

今回、案件としては、1件の申請がございました。

番号1番と2番につきましては、譲渡人は堀江十楽にお住まいの○○○○さんと○○○○さん、譲受人は堀江十楽にお住まいの○○○さんでございます。申請の土地につきましては堀江十楽地係の2筆で、登記地目は田、面積は合計で58.61㎡でございます。用途につきましては駐車場でございます。事由につきましては、譲受人は所有権を移転し、申請地に駐車場を整備したいとのことでございます。権利の種類につきましては所有権の移転で、こちらの農地区分につきましては都市計画法上の用途区域内の農地ということで第3種農地でございます。第3種農地につきましては原則転用が可能となっております。今回、この申請地は申請時点で既に駐車場として整備済みとなっておりまして、事務局より○○○さんへ連絡し、申請書を提出していただきました。転用の許可要件は満たしているため、許可権者である県と事前に相談し、追認という形で手続を進めたいと考えています。場所につきましては5ページ、計画図につきましては6ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議 長: それでは、地区担当委員の説明ですが、この案件につきましては前農業委員の竹 内委員が確認した案件ですので、事務局の説明に代えさせていただきます。

それでは、この案件について、本日現地調査を行っておりますので、調査結果の報告を、2番藤野委員、お願いいたします。

- 2 番: 午前中、北田委員、糠山委員と3名で現地調査をしました。事務局の説明どおり 問題ないように思われます。
- 議 長: ありがとうございます。それでは、本案件について、ご質問はありせんか。 (質問、意見なし)

ないようですので、採決に入ります。議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成。よって、県に進達するものといたします。

◇ 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について

- 議 長: 次に、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積 計画について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
- 事務局: では、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積 計画について」、ご説明いたします。7ページをお開きください。農業経営基盤強 化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について、あわら市から別添のと おり農用地利用集積計画が提出されたので、その決定を求めます。

この制度につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づくものでございまして、 農業者が農地などの貸し借りを行う場合、農用地利用集積計画を市が作成し、農業 委員会にて審議をすることになっております。

8ページにお進みください。公告予定日につきましては令和4年7月29日金曜日でございます。借手につきましては8人、貸手につきましては27人でございます。利用権設定面積でございますが、賃貸借が38筆、7万4,792㎡のうち、再設定が13筆、3万3,142㎡、使用貸借が1筆、1,087㎡でございます。期間別内訳でございますが、3年の畑が18筆、3万3,156㎡、5年の田が8筆、2万204㎡、10・11年の田が1筆、1,087㎡、畑が12筆、2万1,432㎡でございます。

9ページをお開きください。集落別内訳でございます。牛山の畑が4筆、国影の畑が4筆、下番の田が8筆、波松の畑が13筆、下金屋の田が1筆、高塚の畑が4筆、山西方寺の畑が2筆、柿原の畑が3筆となっております。利用権の移転、所有権の移転につきましてはございませんでした。

10ページにお進みください。集積計画の決定についてでございます。 1番から 3番につきましては、借受人は下番にお住まいの0000さんでございます。下番の田 8筆でございます。利用目的は水稲で賃借権の設定、10 a 当たり賃借料は、1番は 1 万円、2番、3番は 1 万4、525円でございます。期間につきましては、1番、2番は令和 4年 8月 1日から令和 9年 7月 31日まで、3番は令和 4年 9月 1日から令

和9年7月31日まででございます。再設定でございまして、用水費は借主負担でございます。

4番につきましては、借受人は熊坂にお住まいの○○○○さんでございます。下金屋の田1筆でございます。利用目的は水稲で使用貸借権の設定、期間につきましては令和4年8月1日から令和15年9月30日まででございます。新規設定でございます。

11ページをお開きください。 5番につきましては、借受人は $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ でございます。 牛山の畑 4筆でございます。 利用目的は野菜で賃借権の設定、期間につきましては令和 4年 8 月 1 日から令和 7年 7 月 31 日まででございます。 再設定でございまして、賃借料は10 a 当たり 1 $\overline{5}$ 1,500円でございます。 用水費は貸主負担でございます。

6番につきましては、借受人は○○○○でございます。国影の畑1筆でございます。利用目的はソバ、野菜で賃借権の設定、期間につきましては令和4年8月1日から令和7年7月31日まででございます。再設定でございまして、賃借料は、ソバ作付年は5,000円、野菜作付年は10 a 当たり1万円でございます。用水費は貸主負担でございます。

12ページまでまたがっております。 7番から9番につきましては、借受人は二面にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。国影の畑3筆でございます。利用目的は野菜で賃借権の設定、期間につきましては令和4年9月1日から令和14年8月31日まででございます。新規設定でございまして、賃借料は10 a 当たり1万円でございます。用水費は貸主負担でございます。〇〇〇〇さんは今回初めて農地を借りますが、野菜とはアスパラガスを作ると聞いております。

続いて、15ページまでまたがっております。10番から21番につきましては、借受人は春宮にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。波松の畑13筆でございます。利用目的は野菜で賃借権の設定、期間につきましては令和4年8月1日から令和7年7月31日まででございます。新規設定でございまして、賃借料は10 a 当たり1万円でございます。用水費は貸主負担でございます。

16ページまでまたがっております。22番から28番につきましては、借受人は丸岡町にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。高塚の畑4筆、山西方寺の畑2筆、柿原の畑2筆でございます。利用目的は牧草で賃借権の設定、期間につきましては令和4年8月1日から令和14年7月31日まででございます。新規設定でございまして、賃借料は10 a 当たり1万円でございます。用水費は貸主負担でございます。

17ページをお開きください。借受人は春江町にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。柿原の畑1筆でございます。利用目的は牧草で賃借権の設定、期間につきましては令和4年8月1日から令和14年7月31日まででございます。新規設定でございまして、賃借料は10 a 当たり1万円でございます。用水費は貸主負担でございま

す。

これら全ての農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

議 長: それでは、本案について、ご質問はありませんか。

(質問、意見なし)

ないようですので、採決に入ります。

採決に入ります前に、ナンバー1からナンバー3は \bigcirc \bigcirc \bigcirc 委員が関係しておりますので、 \bigcirc \bigcirc ○ \bigcirc 委員の退席を求めます。

(○番○○○○委員退席)

では、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について」、1番から3番までを採決いたします。賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成です。

藤野委員、入室してください。

(○番○○○○委員着席)

続きまして、4番から29番までの集積計画について、賛成の方の挙手を求めます。 (全員挙手)

全員賛成です。よって、決定することといたします。

◇ 議案第4号 別段面積(下限面積)の設定について

- 議 長: 次に、議案第4号「別段面積(下限面積)の設定について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
- 事務局: では、議案第4号「別段面積(下限面積)の設定について」、ご説明いたします。 18ページにお進みください。

通常、農地を売買する際の基準として、譲受人の申請農地取得後の耕作面積が50 a 以上になることが必要となります。特例として、平成21年農地法改正により、地域の実情に応じて農業委員会の判断で別段の面積を定めることが可能となりました。あわら市においては、平成30年度から、あわら市空き家バンクに登録された空き家に附属した農地に限り下限面積を1 a とする別段面積を設定しております。参考のため、21ページから23ページに取扱い基準を資料として添付しました。

平成30年度に策定したあわら市空き家に付属した農地の別段面積取扱基準においては、1 a の設定は50 a の設定に優先して適用されます。この別段面積は、空き家に附属した農地を1つの区域とみなし適用することになります。また、別段面積を

適用するに当たり、前提となる条件が3つあります。

22ページの第4条の部分をご覧ください。まず1つ目に、適用する時点で全てまたは一部が遊休農地、あるいは、管理や栽培が行われる見込みがないこと。2つ目に、空き家と農地の所有者は原則同一であること。3つ目に、権利取得後5年以上継続して取得した空き家へ居住し、その農地を耕作すること。

そして、農業委員会が空き家に附属した農地を指定する際は、総会で審議することとなっております。

今回、空き家に附属した農地の指定の申請の申出がございましたので、議案として上程いたします。

それでは、議案の説明に移ります。19ページをお開きください。

今回1件の申請がございました。

土地所有者は神奈川県にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。申請農地は牛ノ谷地係の畑193㎡で、当該農地の西側にある牛ノ谷地係の空き家と一体とするものでございます。いずれも別段面積の指定基準に該当しております。位置図及び付近図については20ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議 長: 次に、本件について、本日現地調査を行っておりますので、調査委員を代表して、 2番藤野委員に調査結果の報告をお願いいたします。

2 番: 同じく午前中、ほか2名の委員さんと現場を見てきました。草刈りもされていて きれいになっていたことを報告します。

議 長: 本案について、ご質問はありませんか。

5 番: 先ほど事務局の説明で、19ページ目に所在地の地目は「田」と書いてあるんですけど、たしかご説明では畑っておっしゃったように記憶しているんですけど。そこ、ちょっと差があったように思ったんですけど、その点の説明をお願いします。

事務局: すみません、私の誤りで、畑ではなく田んぼと説明するところを、畑というふう に説明してしまいました。田んぼということで訂正いたします。

5 番: 了解しました。

議 長: ほかにありませんか。

- 9 番: この附属した農地というのは、居住地というか、空き家のすぐ隣じゃないといけないとか、すぐ隣にあるという意味なんですか。それとも、ちょっと離れててもいとか、同じ集落内の。
- 事務局: 明確に何m以内とか、そういうふうに細かくはまだ規程はないんですけれど、この案件でも少し離れてると思うんですね。なので、一体としてすぐ隣になくても歩いて耕作に行ける範囲内であれば認めるべきかなというふうに事務局では考えております。
- 9 番: ありがとうございます。
- 議 長: ほかによろしいですか。 (質問、意見なし)

ご質問ないようですので、採決に入ります。議案第4号「別段面積(下限面積) の設定について」に対する意見について、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成です。よって、決定することといたします。

◇ 議案第5号 農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更について

- 議 長: 次に、議案第5号「農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更について」 を議題といたします。事務局の説明を求めます。
- 事務局: それでは、議案第5号「農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更について」、ご説明させていただきます。

まず、こちらについて簡単に説明させていただきます。

農地には、農地転用のしやすさによって農地区分というものが設定されております。農地区分は、農振農用地、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地がございます。その中の農振農用地は、農業振興を図るための地域という網かけがされた農地であり、土地改良事業等が実施されていることから、原則農地転用ができないという土地になっております。そのため、農振農用地で農地転用を行いたい場合には、農振農用地から除外するという手続が必要になります。ただし、この手続については転用することがやむを得ないと判断される場合にのみできるものでございます。

それでは、議案の説明に移ります。24ページをお開きください。あわら市から、 あわら農業振興地域整備計画を変更したい旨の通知がありましたので、その同意を 求めます。 26ページにお進みください。今回、5件の除外申請がございました。

まず、番号3番と4番、5番について説明いたします。33ページをご覧ください。番号3番につきましては、あわら市角屋地係の田4,474㎡のうち800.68㎡を除外するものでございます。除外する目的でございますが、電気事業法による送電事業の鉄塔の用に供するためでございます。事業の目的としましては送電線用鉄塔建て替えで、転用事業者は〇〇〇〇株式会社でございます。こちらの農地区分につきましては第1種農地でございます。計画図につきましては36ページから41ページをご覧ください。

続きまして、42ページをご覧ください。番号4番につきましては、樋山地係218筆の田7万3,166.26㎡、畑4,733.97㎡を除外するものでございます。除外の目的でございますが、鉄道法による鉄道施設の用に供するためでございます。事業目的としましては北陸新幹線の鉄道施設で、転用事業者は〇〇〇〇でございます。

続きまして、48ページをご覧ください。番号5番につきましては、あわら市蓮ケ浦地係の田467㎡のうち269㎡を除外するものでございます。除外する目的でございますが、電気通信事業法による認定電気通信事業の用に供するためでございます。事業の目的としましては携帯電話用無線基地局で、転用事業者は株式会社〇〇〇〇でございます。こちらの農地区分につきましては第1種農地でございます。計画図につきましては50ページ、51ページをご覧ください。

こちらの案件は、後ほど説明いたします報告第1号と関連のある案件となっております。

番号3番と4番、5番の除外する法律的な該当要件でございますが、農業振興地域整備計画に関する法律第10条第4項に該当するものでございます。こちらにつきましては公益性が高いと認められる事業に係る施設に供される土地ということで、農地から除外するものでございます。こちらに該当するものにつきましては、申請が事後でも問題はありません。

続きまして、番号1番につきまして説明いたします。あわら市指中地係9筆の畑、面積計1万6,709㎡を除外するものでございます。坂井北部土地改良区に所属しておりまして、坂井北部土地改良区は九頭竜川下流地域で行った国営かんがい排水事業の受益地となっております。農振除外は、土地改良事業の受益地となると8年間は基本的に除外することができません。しかし、転用目的の施設を地域の農業に貢献する施設と位置づけ、52ページから始まりますあわら市農業振興計画を策定することで、農振除外が可能となるものでございます。除外の該当条項につきましては、農業振興地域整備計画に関する法律の第10条第4項でございます。

今回の申請につきましては、59ページにありますあわら市農業振興計画(案)の 3、あわら地域の農業振興の方向および方策等、Ⅱ、振興計画により目指す農業振 興の方策の②、地域農業者の雇用が該当いたします。除外の詳細につきましては、 あわら市農業振興計画の施設調書で説明させていただきます。

63ページまでお進みください。除外する目的でございますが、○○○○株式会社が工場を新築するためでございます。所有者につきましては指中にお住まいの○○○さんほか6名でございます。

64ページをご覧ください。中段にあります3番の1の施設が地域の農業振興に及ぼす効果等の欄をご覧ください。〇〇〇〇株式会社は、工場新築後、前回除外申請時の2024年までに10人採用する計画に、今回、新たに5人加え、2028年までに15人従業員を増加させ、そのうち5人は農業従事者を雇用するという計画により、雇用機会を提供する施設ということで、地域の人口流出が抑制され、農村集落の維持に貢献することになります。さらには、これを機会に、社員食堂で使用している食材について、積極的に地元産の野菜や米を使用することになり、新たな販路を確保することにつながり、安定的な農業経営に貢献するというものです。

次に、4の農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の5第1項第27号の要件の判断で、〇〇〇の計画について、イからワの要件の検討を行い、除外がやむを得ないかどうかを判断させていただきます。

イは、農業委員会の意見として、計画に同意するとさせていただいております。 ロは飛ばしまして、ハでは、○○○○の計画がしっかり履行されるかどうかを検 証することになっております。

65ページへお進みください。ニにつきましては、規模の妥当性ということで、申請地の除外に係る転用計画について、工場1万6,709㎡となっており、過大なものではなく妥当であると認められると思われます。

ホの①につきましては、計画の必要性及び適当性の検証でございます。〇〇〇〇は、事業を拡大するために工場用地を求めていました。既存の工場の北側に隣接する申請地を転用する予定でございます。

ホの②につきましては、非代替性の検討でございます。今回新設する工場は5,600 ㎡であり、搬入搬出用のトラックヤード・駐車場を含め約5,000㎡の土地が必要であります。これも商品の調達や物品の搬入、従業員の往来、利便性、効率性の面から、既存社屋と隣接して建設することが企業経営上、必要不可欠であるとのことです。

へにつきましては、周辺の土地の農業上の影響についてでございます。申請地は、 北側が農道を挟み畑、東側が市道を挟み雑種地、西側が農道を挟み畑となっており ますが、農地を分断することなく、農用地の集団化の農業上の効率的・総合的利用 への影響はないと認められます。

トにつきましては、農業経営や農地集積への支障についてでございます。当該地 区は株式会社〇〇〇〇に集積していますが、現在、経営の縮小を計画しています。 また、個人経営の農家も多い状況となっているため、農業経営や農地集積への影響 はないと判断されます。 チにつきましては、土地改良施設への影響でございます。土砂の流出については、のり面の保護を行い、雨水は調整池に集積した後、北西の農業用排水路へ流下させます。定期的に調整池の泥上げ等清掃を行うため、施設の保全管理に影響がないと判断されます。また、坂井北部土地改良区は農振除外について同意しております。

リにつきましては、先ほど土地改良事業の受益地は8年間はこの計画を策定しなければ除外ができないと説明しましたが、土地改良で面的整備、いわゆる圃場整備を行った場合は、8年間経過していなければ絶対に農振除外はできません。よって、ここでは8年経過しているかを確認しているわけですが、坂井北部土地改良は昭和63年に事業が完了していますので、8年経過しております。

66ページへお進みください。ヌにつきましては、中間管理事業を行った土地改良 事業が新たに創設されたため、この事業を利用しているかどうかの確認になります。 この事業は実施していないため、なしとなっております。

ルにつきましては、施設の建設時期でございますが、転用許可後すぐに行いたい と聞いております。

ヲにつきましては、転用許可についてでございます。申請地の農地区分につきましては第1種農地でございまして、第1種農地につきましては例外規定に該当する場合を除いて許可ができないとなっておりますが、今回、既存施設の2分の1の拡張という許可条件があるため、農地転用は許可できると思われます。

最後のワにつきましては、今回受益となった土地改良事業を行っている北陸農政局の同意状況でございます。北陸農政局へは報告書を送っており、受領済みとなっておりますので、同意済みとなっております。

次に番号2番、72ページをおめくりください。こちらの案件は、あわら市東善寺地係7筆の田、面積計1万9,291.43㎡を除外するものでございます。九頭竜川鳴鹿土地改良区に所属しており、県営かんがい排水事業の受益地となっております。こちらも8年間は基本的には除外をすることはできませんが、地域の農業振興に貢献する施設と位置づけることにより、農振除外が可能となります。こちらも〇〇〇〇と同じく、地域農業者の雇用が該当いたします。除外の詳細につきましては、あわら市農業振興計画の施設調書で説明させていただきます。

この農振除外の目的ですが、製造小売業を営む○○○株式会社が新しく倉庫を整備するため、農地転用を行うものであります。所有者につきましては、東善寺にお住まいの○○○○さんほか4名でございます。

73ページの3、1の施設が地域の農業振興に及ぼす効果等の欄をご覧ください。 〇〇〇〇株式会社は2028年までに3人の従業員を増加させ、そのうち1人、農業従 事者を雇用するという計画を立てることにより、雇用機会を提供する施設というこ とで、地域の人口流出が抑制され、農村集落の維持に貢献する施設となっておりま す。さらには、自社ウェブサイトにて地場産地農作物の常時紹介を行い、初夏と秋 の年に2回更新する予定となっております。これにより、地域の農産物の魅力を広く発信することができ、販売促進が図られます。

次に、4の農業振興地域の整備に関する施行規則第4条の5第1項第27号の要件の判断で、〇〇〇の計画について説明させていただきます。

イから二については、先ほどの鋲螺の説明と重複するので省略させていただきます。

74ページのホの①をご覧ください。必要性と適当性の検証です。○○○○株式会社は、今回、事業を拡大するため倉庫用の用地を求めておりました。

ホの②については、非代替性の検証です。今回新設する倉庫は6,600㎡であり、搬入搬出用のトラックヤード・駐車場を含め約1万2,000㎡の土地が必要であります。これも商品の調達や物品の搬入、従業員の往来、利便性、効率性の面から、既存の事務所や倉庫の半径1.5kmの範囲内に建設することが企業経営上、必要不可欠であります。よって、範囲内の土地で適当な土地を探しました。

へについては、農業への影響です。申請地の東側に東善寺地係の田がありますが、 これまで使用していた農道を残すため、農用地が分断されることはなく、農用地の 集団化と農業の効率的・総合的利用への影響はないと認められます。

トについては、農業経営の集積への支障についてです。申請地は個人経営の農家が多く、担い手が集積しているような田ではありません。よって、農業経営や農地 集積への影響はないと判断されます。

チについては、土地改良施設への影響です。のり面の保護と調整池の設置を行う ことで周辺への影響がないよう配慮しており、土地改良施設への影響はないと判断 されます。九頭竜川鳴鹿土地改良区は農振除外については同意しております。

リ及びヌについては、先ほどの説明と重複するので省かせていただきます。

ルについてですが、建設の時期は、これも許可後すぐに行いたいと聞いております。

ヲについてですが、ここの転用許可の状況です。申請地は第1種農地になり、第 1種農地は例外規定に該当する場合を除いて許可できないとなっておりますが、同 施設で雇用する者のうち農業従事者を3割雇用するという例外規定があり、こちら の規定によって許可ができるものというものでございます。

長い説明でございましたが、以上で説明を終わらせていただきます。

- 議 長: 今、事務局から多くの説明がありました。何かご質問がありましたら受けたいと 思います。
- 5 番: まず、26ページ目の、私が全然素人で知らないだけなんですけれども、北陸新幹 線用の用地として、この時点で転用を求めるということなんですけれども、追加で

必要になったということなんですか。

事務局: 今回の案件に載っていますこれらの土地は、北陸新幹線の高架部分の土地でございまして、これらは今もう分筆登記とか、そういったものが終わって、○○○○が今所有権持ってるんですけれども、工事もある程度終わった段階で、地権者とかとの話合いも終わって、ここの土地を農振除外しますという確定したものが出来上がったので、今回農振除外する計画となっております。これについては、ほかの市町も同じように、これは県から土地の一覧表が3月から4月頃に各市町に送られているんですけれども、ほかの市町も同じように県から4月頃送られてきてから農振除外の手続を進めるということになります。

5 番: 分かりました。

それともう1つ質問なんですけれども、73ページ、〇〇〇のところの話で、73ページの3のところ、〇〇〇〇の自社ウェブサイトで地場産地農産物を紹介するという記載があるんですけれども、〇〇〇〇の場合は、社員食堂で地場の農産物を使うという表現だったんですけれども、ここではただ農産物を紹介するという表現にとどめているんですけど、これは農業委員としてそこまで強制するあれはないとは思うんですけど、何かそういったことを、農産物を使ってくれとかそういったことは言うことはできないんですか。

事 務 局: 一応、○○○○にも、例えば、○○○○のように社員食堂とかで使ってもらったりはできんのかというのは、一応伝えてはあるんですけれども、○○○○と比べると社員数も少なくて、食堂とかそういったものも特にあるような状態ではないので、買ってくれってなっても少々厳しいというふうに言ってたんです。○○○○としては、自分が、○○○は今、衣類とかをネット通販しているような会社なので、その強みを生かして、自分のホームページで農産物のPR等を行っていきたいというふうにお話しされています。一応、この計画については、今後、また県とも協議していくことにはなるんですけれども、事前に相談しまして、了解は得ているような状態です。

5 番: 了解しました。

議 長: ほかにありませんか。

14 番: さっきの○○○○のウェブサイトのことなんですけど、今、ちょっとちらっと見てたんですけど、その農産物の紹介って、ちょっと私、探せなかったんですけど、

まだ?

- 事 務 局: そうですね、これはまだこれからで、農振除外の計画が決まって、農地転用を進めていって、施設が出来上がったら雇用計画と一緒に進めていくような形になります。
- 辻下推進委員: 推進委員の辻下ですけど、農業者を雇用するというふうになっていますけど、 どういう形での雇用なのか、ちょっとその辺を教えていただきたいと思います。
- 事 務 局: 農業者というよりは、農業従事者となっておりまして、例えば、雇用される方自 身が農業者でなくても、仮に僕が雇用されるとしたら、僕は公務員ですけれども、 父親とか実家が農業を営んでいれば、それでも僕自身も農業従事者ということに該 当することになります。そういった方を、取りあえず最初はあわら市内から探して 雇用していくという形になります。
- 辻下推進委員: そこに意味があるんかなと。ただ取ってつけたような項目で、じゃ、もう1 つだけ○○○みたいに3分の1条件に入ってるから3人雇いますよと、そのうち 農業の従事者というのか、それを1人雇いますって書いてあればそれで済むんやな というふうにしか思えないんで。もっと違う雇用形態かなというふうに思ってたん で、いいかげん、あやふやな感じやなというふうに僕は思います。 以上です。
- 議 長: こういうのは後でみんな検証するわけやろ、当然。
- 事 務 局: はい、毎年、達成状況を農林水産課のほうから各企業のほうへ確認しまして、何 人雇用達成してるかというのを一応調査することにはなっています。
- 議 長: 農業従事者という言葉がどうか分かりませんけど、要は、あわよくば農家から雇 用するという形と思えばいいんか。
- 事 務 局: 一応、今現在、農業を営んでいるわけではないですけれども、実家が農家という ことであれば、将来的に家に帰って農地を守っていってくれる立場になる可能性が 高いということで、そういった方を雇用することになっています。
- 議 長: よくよく検証して、よくなればとは思いますけど。 ほかにありませんか。

2 番: この件ではないんですけど、こんだけの文章書いてある資料を20分か15分ぐらいでばーっと説明聞いて、さあ、判断しましょうというのはなかなかつらいもので、読んでるうちに次に行ってまうんやね。図面見てくださいって言って次に行っちゃうと。次、どこまでページ行ったかなって分からんようになってまうほどいっぱいあるんで、何かいい方法はないですかね。事前にもらえるとか、もらえないものなら駄目やと思うんですけど、今後の検討で。皆さんそうやと思うんやね。考えてるうちにどんどん行ってしまうんで。かなりの細かいいろんな大事なことが書いてあるんで、ある程度読んで把握してから判断できるといいなと思います。

事務局: 分かりました。ありがとうございます。

議 長: ほかに、よろしいですか。

7 番: 今のお話ですけども、私も聞いててどこを読んでいるんやら分からん。これが、 ここで皆さんが手を挙げたらそれで通ってしまうというのが何か怖いなと思って聞 いてたんですけども、どうなんですかね。

事務局: 今、たくさんの委員からもそういうふうにご指摘されまして、今後につきましては、こんなふうにボリュームがあって考える時間が必要だというものにつきましては、事前に書類をお送りして、一度一読していただいた中で来ていただくということも必要かなというふうに、今、考えております。

議 長: 一応、この案件、全部県と協議はずっと続けてはいるんでしょう。

事務局: はい、○○○○についても、○○○○についても、半年前ぐらいから一応それぞれ会社の人から相談があったので、相談があるたびに県の担当課と打合せしながら進めてきています。

議 長: 県のほうの動向というのはどんな感じなんやろう。

事 務 局: 県のほうの動向としましては、一応今回と同じような資料を、まだ公文として送ってるわけではないですけれども、一応事前に確認してもらって、特に問題なく進められているような状況ではあります。

議 長: おおよそ大体、申請すれば通るという状況まで来てるということか。

- 事務局: そうですね、微調整とかはあるかもしれませんけれども、ほぼほぼもう問題ない かなとは考えております。
- 議 長: ほかにご質問はありませんか。
- 番: この○○○○にしろ、○○○○にしろ、例えば、農業委員が許可するという印鑑か何かを押すと思うんですけれども、そのときの附帯事項の中に、ここの文書に書かれてる、例えば、農業従事者を3分の1取るとか、○○○○やったら農産物を使うとか何とかって、そういうのは附帯項目としてきちんとその文書で書かれるんですか。その許可申請するという印鑑を押す場合に、附帯事項として全部が網羅されるのかどうかをちょっと聞きたいんですけど。
- 事務局: 農業委員さんのところへ印鑑押しに行くときに、〇〇〇〇とか〇〇〇〇がどういった資料を持っていってるかというのは、詳しくは分からないですけれども、ただ、こういった計画で、こういった建物を建てます、農業に貢献する計画としてはこういったものを考えていますというものを持った状態で、担当地区の農業委員さんのところへ一応行っていただくようには案内しております。
- 5 番: そうすると、担当地区の農業委員にはそういう文書は行ってないんですか。
- 事 務 局: こちらから事前に送ったりはしてないです。そういったものはもう事前に○○○
 ○やら○○○○が来たときに、こういったところの検証が必要になってきますというのを伝えてまして、打合せを何回も重ねた結果、じゃ、こういった申請書が必要になるので、これを農業委員さん、区長さん、農家組合長さんのところを回って印鑑をもらってきて、ちゃんとその事業計画とかも説明してくださいというふうにお願いはしています。
- 5 番: 私も農家組合長とかもやっていたときに同意書の印鑑とか押したことあるんですけど、そんな附帯項目なんて何も書かれてない。ただ印鑑を押してくだけで、今はそれをやっとるんですか。その担当の地区の農業委員の方が本当にそんなことをそういうすごい項目が書かれているのかどうかというのが気になる。
- 事 務 局: 一応、農家組合長さんや農業委員さん、あと区長さんの印鑑というのは、法律で 決まっているような書類というわけではないんですけれども、ただ、一応地元の人 からちゃんと確認もらってるという証拠として出している書類でして、絶対にこの

項目を全部網羅した上で印鑑押してくれというふうには、〇〇〇〇とか〇〇〇〇にも話はしてないです。ただ、絶対ここら辺が分からないと困るやろうなという施設の面積だとか、計画だとか、そういったものは説明してくれというふうには一応案内しております。

- 5 番: そうすると、最初に戻るんですけど、こういう附帯項目が後で検証されるという ことですけど、きちっとした文書で残ってないと、本当に検証できるんかどうかと いうことと、もし万が一、その文書に書かれてることと意訳というんですか、そご か何かがあったときは、その契約というか、許可そのものが原点に立ち返って不許 可に戻すなんてことは可能なんですか。
- 事 務 局: 原点に立ち返って不許可にするというのはできないですけれども、あくまで当初 の計画から路線外れてれば、それを修正するように指導はすることになっています。 例えば、従業員3名中1名雇用しろと言っているのに全然それが見えないようであ れば、まだ達成してないんで雇用してくださいというのを、一応指導はしてます。
- 5 番: 法的拘束力はあるんですか、指導という。
- 事務局: 法的拘束力というほどでもないですけれども、やはり達成してないといつまででも達成してませんよという記録がずっと残ってきますので、それを達成してないうちはずっとこちらから指導していくということにはなります。
- 議 長: いろいろご質問はまだあろうかと思いますけれども、基本的には、法的にはおおよそ許可されるだろうという思いを今持ったわけですけれども、このことについての採決に入りたいと思いますが、いかがでしょうか。

(質問、意見なし)

では、採決に入ります。議案第5号「農業振興地域整備計画(農用地利用計画) の変更について」、賛成の方の挙手を求めます。

(全員举手)

全員賛成です。よって、同意することといたします。

◇ 議案第6号 令和4年度最適化活動の目標の設定等について

- 議 長: 次に、議案第6号「令和4年度最適化活動の目標の設定等について」を議題とい たします。事務局の説明を求めます。
- 事務局: 令和4年度最適化活動の目標の設定につきまして、私のほうから説明させていた

だきます。

農業委員会では、毎年3月末までに翌年度の目標を設定することになっております。今年度は法律の改正と7月の農業委員会の改選のために、目標の設定を今月というふうにさせていただきました。この目標の設定につきましては、全国共通の様式でございまして、目標の設定に置かれる数字につきましても、おおむね農林水産省のガイドラインに沿った数字に基づき作成させていただいております。

まず最初のページでございます。81ページ、あくまでも令和4年度の目標でございますので、4月1日現在の状況が記されております。7月の改選によりまして、体制がやや変わっておりますが、1ページにつきましてはまたご参考にご覧になっていただきたいと思います。

具体的には、隣の82ページ目からになります。一番最初に農地の集積ということで、農地の集積率の目標としましては、国の掲げる最終的な目標は集積率80%でございます。あわら市では、昨年度、既に73.1%を超えております。今年度につきましては、新たに20haを集積しまして、最終的には73.8%まで近づいていきたいというふうに考えております。

真ん中、(2) 遊休農地の解消につきまして、遊休農地とは、もともと耕作されていましたが、現在は耕作されていない土地でございます。最初に、1号遊休農地とあります。1号遊休農地のほかに2号遊休農地もありますが、再生が可能かどうかという位置づけで、1号遊休農地について農業委員会では目標を設定させていただいております。1号遊休農地につきましては、ここにも書かれておりますとおり、緑区分、黄色区分がございます。緑区分につきましては、草刈り等で直ちに耕作が可能となる見込みの農地、そして、黄色区分につきましては、荒廃が進んで簡単には耕作が可能とならない農地となっております。あわら市においては、緑区分はもちろん実際にはないことはございません。実際にはありますが、ここでは解消の対象とするのはあくまでも黄色区分の20haに設定しております。ただ、課題にも書いてございますけれども、耕作されていない土地といいますのは、大規模な事業を実施でもしない限り根本的に解決していくのは難しいということなんですけれども、解消が難しい状況にございますが、少しでも解消すべく、黄色区分について1haを目標とし活動していきたいというふうに考えております。

そして、1ページおめくりいただきまして、83ページの一番上、新規参入の促進でございます。過去の新規参入数につきましては、ここに書かせていただいているとおりでございます。農業に新規に参入する人の情報や、その逆で、後継者を探している人の情報など、空き農地の状況などを常に把握するなどしてマッチングさせ、今年度につきましても、新規参入について、農地の面積を1haに設定し、新たに促進してまいりたいと考えております。

そして、真ん中辺りに、最適化活動の活動目標、(1)推進委員等が最適化活動

を行う日数目標とございます。ここには、1人当たり活動日数は9日と設定させていただいております。これにつきましては、先ほど農業会議の事務局長様からは毎日でもというふうにおっしゃっておられましたけれども、実際のところ、私どもとしては、農林水産省のガイドラインに沿って考えた中では、9日掛ける12か月でトータル年間108、年間100日以上を目指していきたいというふうに考えてございます。その下に活動強化月間の設定目標とございます。こちらも、国のガイドラインでは活動強化月間を持ちなさいと、年間3回は持ってくださいというふうになっております。既に6月と7月についてはもう実施済みですので、今回説明は省きますが、令和4年の11月に3回目の強化月間を設定しまして、畑作調査を実施させていただく予定でございます。遊休農地について、現況を確認しながら、さらに情報を収集していくというふうに考えております。

最後、(3)新規参入相談会への参加目標とございます。参加回数1回に設定してございます。こちらにつきましては、例年、8月のお盆前に福井県農業会議が計画しているものでございまして、これまで農業委員会が参加することはなかったんですが、今年度から、各農業委員会からも相談会に参加することが望ましいというふうに国のほうからの指摘もありまして、あわら市の農業委員会としても、ぜひ1回それに参加することを目標とさせていただきたいと思います。参加する目的ですけれども、新規参入相談会で相談に乗ることではなくて、新規就農者の傾向や、ほかの市町の農業委員会の取組などを知るための参加というふうに考えております。ただ、実際、8月のお盆頃に開催してると申し上げましたが、今のところ実はまだ開催の案内が来ておりませんので、こちらにつきましてはまだ予定でございますが、また連絡が来ましたら皆様にご案内申し上げたいというふうに考えております。

説明は以上でございます。

議 長: 説明が終わりました。本案についてのご質問を受けたいと思います。

番: 活動記録を作るということですけれども、先ほどの福井県の事務局長のお話にもありましたけれども、活動の見える化といううたい文句で書かれていらっしゃると思うんですけれども、一体これは何のために書くんやという素朴な疑問がありまして、先ほど事務局長にちょっと質問したんですけど、我々が上げたやつが吸い上げられて、上のほうにそういう活動の指針として動くのかなと、そういう事例があったら紹介してほしいという意味でちょっと質問したんですけれども、そういう具体的なお話はなかったんですけれども、我々が書いた活動記録を事務局へ出して、そちらではそれをどのように使っていらっしゃるんですか。

事務局: 活動記録簿につきましては、実際、皆さんが活動していただいたものを集計しま

して、実は、公表することにもなっております。農業委員会が農業委員として、最適化推進委員としてこのように活動しているという、活動の見える化というものが、やはり一番大きなところに、今、状況としてはなってきているかなというふうに考えます。出していただいた記録簿につきましては、私どもが、農業委員さんや最適化推進委員さんが、例えば、新規参入の促進の活動をしていただいた、もしくは、農地の集積の活動をしていただいたということで、一つ一つ積み上げまして、最終的には年度末に農業委員会としてこれだけ活動させていただいてますということを公表するというふうになっております。ですので、活動記録簿は、農業委員さんや推進委員さんの要望というよりも、こういった形で農地を見守りましたということの活動のあかしですので、それを公にするということが一番の目的というふうに考えております。

5 番: 私は新しくなったばかりなんで、その活動記録簿はまだこれから出すんですけど、 一遍、今後、どういうふうにそういう見える化になって、どういうふうに活用され ていくのかなというのは見守っていきたいと思います。 以上です。

議 長: ほかにご質問ありませんか。

(質問、意見なし)

ないようですので、採決に入りたいと思います。議案第6号「令和4年度最適化 活動の目標の設定等について」に対する意見について、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成です。よって、決定することといたします。

◇ 報告第1号 電気通信事業施設等の設置届出の報告について

- 議 長: 次に、報告第1号「電気通信事業施設等の設置届出の報告について」を議題とい たします。事務局の説明を求めます。
- 事 務 局: では、報告第1号「電気通信事業施設等の設置届出の報告について」、ご説明させていただきます。

まず、こちらについて簡単に説明させていただきます。

農地を別の目的で使用する際は農地転用の手続が必要となりますが、携帯電話事業者や北陸電力が農地に中継施設等を設置する場合は農地転用の許可は必要なく、 当該届出を農業委員会に提出するものであります。84ページをお開きください。

今回、1件の申請がございました。

番号1番につきましては、申請人は株式会社〇〇〇〇でございます。届出の土地

につきましては、蓮ケ浦地係の田で、面積は467㎡のうち269㎡でございます。内容につきましては、30mの鉄塔及びアンテナ設置でございます。場所につきましては85ページ、計画図につきましては86ページ、87ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議 長: それでは、地区担当委員の説明でございますが、番号1番について、私、丸谷が 行います。

先ほどの事務局からの説明のとおりでございます。場所等につきましては85ページの地図を見ていただきますと、農道の左側に設置されるということで、25の1、25の2、25の4とか3とかってありますのは、地目は田でございますが、今現在は荒れ地でございます。その農道の下からが水田ということで、農業者の通行とか農作業等々には支障がないというふうに思います。よって、判こを押したわけでございます。農道から左側は荒廃地、山という場所でございます。右のほうが水田という場所に建てるという計画でございますので、ご了解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

続いて、この案件につきまして、本日現地調査に行っておりますので、調査委員 を代表して、2番藤野委員、報告をお願いいたします。

- 2 番: 午前中行ってまいりました。現場は土地改良の工事の最中であり、会長おっしゃるように、農道の西側ですか、山側にこの当該地がありました。説明どおり問題ないと思います。
- 議 長: ありがとうございます。本件について、ご質問はありませんか。 (質問、意見なし)

ないようですので、報告第1号を終わります。

- ◇ 報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出の報告について
- 議 長: 次に、報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出の報告について」を議題 といたします。事務局の説明を求めます。
- 事務局: では、報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出の報告について」、ご説明いたします。88ページにお進みください。

今回、7件の届出がございました。

本日ご説明しました議案第1号の農地法第3条の申請にもありますとおり、通常、 農地を耕作目的で所有権移転する場合、農業委員会の許可が必要となりますが、そ れには例外がございまして、例えば、土地の所有者が亡くなりまして相続によって 所有権を移転する場合、農地法3条の許可は必要ありません。ただし、そういった 場合でも、農業委員会に報告するということが農地法第3条の3の規定に定められ ております。こちらがその報告になります。

1番の届出については、堀江十楽の田1筆、畑1筆、北潟の畑2筆ございます。 権利取得者は福井市にお住まいの○○○○さんでございます。権利取得日は令和元 年7月28日で、相続による所有権の移転でございます。自己管理するとのことでご ざいます。

2番の届出につきましては、古屋石塚の田2筆ございます。権利取得者は福井市にお住まいの○○○○さんでございます。権利取得日は令和4年4月21日で、相続による所有権の移転でございます。○○○○○が耕作するとのことでございます。

3番の届出につきましては、山室の田3筆ございます。権利取得者は山室にお住まいの○○○○さんでございます。権利取得日は令和4年6月19日で、相続による所有権の移転でございます。○○○○が耕作するとのことでございます。

4番の届出につきましては、瓜生の田5筆、畑5筆でございます。権利取得者は福井市にお住まいの○○○○さんでございます。権利取得日は令和4年5月2日で、相続による所有権の移転でございます。自己管理するとのことでございます。

89ページをお開きください。5番の届出につきましては、伊井の田1筆でございます。権利取得者は自由ケ丘にお住まいの〇〇〇○さんでございます。権利取得日は令和4年6月7日で、相続による所有権の移転でございます。〇〇〇〇が耕作するとのことでございます。

6番の届出につきましては、二面の田4筆でございます。権利取得者は二面にお住まいの○○○○さんでございます。権利取得日は令和4年3月19日で、相続による所有権の移転でございます。自己管理するとのことでございます。

7番の届出につきましては、桑原の田3筆でございます。権利取得者は桑原にお住まいの○○○○さんでございます。権利取得日は令和4年3月31日で、相続による所有権の移転でございます。○○○○が耕作するとのことでございます。

以上で説明を終わります。

議 長: 本件について、ご質問はありませんか。

5 番: ちょっと参考に聞きたいんですけど、この農地法3条の3の規定ということで、 相続で所有権移転したってこの情報はどうやって入手されるんですか。

事 務 局: 農地法3条の3の規定の届出書がありまして、その届出を、相続した方に出して もらうことによって把握しています。

- 5 番: 私のおやじが死んだとき農地登録しているんですけど、私、こういうのを書いた 覚えがないんですけど、こんなことしなくても登記簿か何かのコピーがそっちに行 って分かるということはないんですか。
- 事務局: 農業委員会の情報として、税務課の情報をもらっているので把握はできるんですけれど、農地法3条の規定のほうで、相続した場合ですとか自己取得した場合は、この報告をすることになっていますので、届出をしていただくことになります。
- 5 番: 私の場合は、農業委員会にこんな出したことはないんですけど、税務課のほうで そういう情報分かりますから、その情報がスライドしてそちらへ行ってると、そう いうことですか。
- 事務局: そうですね、もう相続されたということで情報は来てますので、舘さんのお名前に変わっているということは把握しています。
- 議 長: ほかによろしいですか。 (質問、意見なし)

ないようですので、報告第2号を終わります。

- ◇ 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による賃借権の合意解約届出の報告について
- 議 長: 次に、報告第3号「農地法第18条第6項の規定による賃借権の合意解約届出の報告について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
- 事務局: では、報告第3号「農地法第18条第6項の規定による賃借権の合意解約届出の報告について」、ご説明いたします。90ページにお進みください。

今回、14件の届出がございました。

1番、2番につきましては、橋屋の田4筆で、賃借人は○○○○さんでございます。事由につきましては、賃借人の都合により解約するものでございます。

91ページまでまたがっております。3番から14番につきましては、波松の畑13筆で、賃借人は〇〇〇○さんでございます。事由につきましては、議案第3号、番号10番から21番にもありますとおり、〇〇〇○さんと利用権を結ぶため解約するものでございます。

以上で説明を終わります。

議 長: 本件について、ご質問ありますか。

(質問、意見なし)

ないようですので、報告第3号を終わります。

◇ その他(1)

議 長: 日程第6、その他の(1)、「8月の農業委員会定例総会の開催予定について」、 事務局の説明を求めます。

事務局: 事務局より説明させていただきます。

8月の定例総会につきまして、8月26日金曜日に開催させていただきたいと存じます。

議 長: ただいま8月26日の金曜日に8月の定例総会を開催するということですが、本件 について、ご意見はありますでしょうか。

澤田推進委員: 時間は?

事務局: 時間は、通常どおりに戻りまして、13時30分からとさせていただきたいと思います。

議 長: よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

ご意見がありませんので、事務局説明のとおり、8月の定例総会は8月26日金曜 日午後1時半から開催することといたします。

◇ その他(2)

議 長: 次に、その他の(2)、その他について、事務局の説明を求めます。

事務局: 【説明】

議 長: ただいまの事務局の会計等の話はご了解いただけましたでしょうか。

5 番: 今の積立てですけど、それは出席者、欠席者関係なしに積み立てるということで すか。

事務局: そうですね、出席、欠席に問わず徴収させていただきまして、ただ、最終的に旅行に行かなければもちろん全額お返しさせていただきますし、懇親会につきまして

は、またその都度検討させていただいて、返還する、しないというのはまたその都 度判断させていただきたいと思います。

議 長: ほかに。

13 番: 全国農業新聞の購読はないんやね。前回はあったような気がするんやけど。

議 長: あるやろ。当然、お願いせないかんやろ。

事務局: 農業委員の方も推進委員の方も皆さん、購読をお願いしたいと考えております。

13 番: じゃ、今の報酬から差し引くということやの。

事務局: はい。

3 番: それは必須ですか。この間は希望者とかって聞いたんだけど。必須?

事務局: 新聞については、委員の方と推進委員の方は必須になります。ただ、自分が所属されてる法人とかがその新聞を取っているということであれば、その方は免除ということにはなります。

議 長: できる限り購読をお願いしたいというふうに思います。

先日、県の会議のほうへ行ってまいりまして、冒頭、あわら市農業委員会が全国 農業新聞を購読してるということで、表彰を受けました。聞きますと、前回は100% の購読だったそうです。ですから、次回以降も皆さん方に何とかお願いしたいとい う思いを持っておりますので、よろしくお願いします。

5 番: 質問ですけど、農業新聞って電子版というのは出てないんですか。

事務局: 電子版は出てなかったんじゃないかなと思います。

議 長: では、次に移ります。

事務局: 【説明】

議 長: もう既にご承知だと思いますけれども、予定をしていました懇親会は、コロナの

猛威によりまして中止とさせていただきました。また少し落ち着いて、時期を見ながら一度はやりたいなというふうに思いますので、しばらくそういった方向でお守りいただきたいと思います。

今までのこと含めまして、何かご質問ありましたら受けたいと思います。

- 5 番: 活動記録ですけども、前回のときにもらった用紙に今日は手書きで持ってきたんですけど、私は字がへたくそなんでなかなか読めないと思うんで、ワードかエクセルやと思うんですけど、それを私のPCのメールアドレス後で言いますので、そちらへ送ってもらうわけにはいきませんか。
- 事 務 局: 電子データが実はございませんで、もう一度、電子データがあるかどうかだけ確 認しまして、可能であればそうさせていただきたいと思います。

実は、ちょっと言ってしまうんですけれども、こちらの記録セットなんですけれども、お配りしたんです。どこの農業委員会さんもこれを今使っていらっしゃると、一番使いやすいということで、農業会議さんもお勧めということで、実は購入したわけなんですけれども、委員さんの中には、どうしてもこれ書きづらいということで、ご自分でエクセルとかで編集したもので提出したいということも実は相談を受けているので、そういった形で、特段この紙にこだわっているわけではありませんので、もし舘委員さんがそういうふうに何かしたためているものがあるんであれば、これじゃないと提出できないということはありませんので、またちょっとその辺もご検討いただいて、ほかの委員の皆様も、ここに必要なことが書いてあればこれじゃないと駄目ということはありません。一応その点だけ。

3 番: 事務局で作ってくれんやろか。

事務局: ちょっとお時間いただければ、作成は可能かなというふうには思います。

議 長: ほかにありませんか。

(質問、意見なし)

ないようですので、その他の(2)を終わります。

- 局 長: 送ってほしい方は前もって聞いておいたほうがいいんじゃないですか、データを。 また終わってからで。
- 事務局: また委員さんのほうからその都度言っていただければ対応させていただきたいと 思いますので、よろしくお願いします。

議長: ほか、ありませんか。(質問、意見なし)

◇ 閉 会

議 長: ほか、ないようですので、以上をもちまして、本日の会議を閉じさせていただき たいと思います。

今日は初日にしてはボリュームがありすぎたというふうに思います。ちょっと反省をしております。また事務局のほうもいろんな案件について、前もってお知らせする部分は時折お知らせをいただきたいなというふうに思います。今日は本当に真剣にご審議をいただきました。ありがとうございました。気をつけてお帰りくださいませ。

令和4年7月27日

議長

委 員

委 員